参議院議員小西洋之提出専守防衛の改変と昭和四十七年政府見解の読み替えに関する質問に対する答弁書（第三九七号）
参議院議員小西洋之提出専守防衛の改変と平和主義の切り捨てに関する質問に対する答弁書（第三九八号）
参議院議員小西洋之提出専守防衛の改変に関する攻撃に関する質問に対する答弁書（第三九九号）
参議院議員小西洋之提出専守防衛の改変に関する質問に対する答弁書（第四〇〇号）
参議院議員小西洋之提出安倍内閣の合憲主張が元最高裁判事によって否定されていることに関する質問に対する答弁書（第四〇一号）
参議院議員小西洋之提出安倍内閣の合憲主張が元内閣法制局長官によって否定されていることに関する質問に対する答弁書（第四〇二号）
参議院議員小西洋之提出安倍内閣の合憲主張が我が国を代表する法律の専門家によって否定されていることに関する質問に対する答弁書（第四〇三号）

人事異動

内　閣

（外務省大臣官房参事官（併）欧州局大使）外務事務官　武藤　顕
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（国家安全保障局））に昇任させる
（外務省経済局長）同　金杉　憲治
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房ＴＰＰ政府対策本部員を命ずる
（外務省大臣官房審議官（経済局））同　伊藤　直樹
（外務省経済局長）同　齋木　尚子
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房ＴＰＰ政府対策本部員を免ずる（各通）
（内閣官房内閣審議官（国家安全保障局））内閣事務官　山崎　和之
外務省に出向させる（以上十月六日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、大分県において開催された太陽の家創立五十周年記念式典に御臨席、併せて地方事情を御視察のため、十月三日午前十時三十分御出門、同県へ行幸啓、同月四日午後六時十九分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

○閣議口頭了解（平成二十七年十月七日）
（内閣官房）
環境大臣及び内閣府特命担当大臣である丸川珠代（本名　大塚珠代）国務大臣の名前については、今後、政府代表等への任命行為及び許可等対外的な法律上の行為については大塚珠代名を使用し、それ以外は丸川珠代名を使用することとする。

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国鉄西日本動力車労働組合から、事業所廃止計画の撤回等の要求に関して、平成27年10月10日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（京都府、大阪府、奈良県及び広島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年10月９日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　加藤　勝信

別表

京都府　福知山支社福知山駅
大阪府　大阪支社四条畷駅
奈良県　大阪支社吹田総合車両所奈良支所
広島県　広島支社五日市駅

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全国労災病院労働組合から、年末一時金等の要求に関して、平成27年10月13日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、宮城県、秋田県、福島県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年10月９日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　加藤　勝信

別表

北海道　釧路労災病院及び北海道中央労災病院せき損センター
青森県　青森労災病院
宮城県　東北労災病院
秋田県　秋田労災病院
福島県　福島労災病院
千葉県　千葉労災病院
東京都　東京労災病院
神奈川県　関東労災病院及び横浜労災病院
富山県　富山労災病院
静岡県　浜松労災病院
愛知県　中部労災病院及び旭労災病院
大阪府　大阪労災病院
兵庫県　関西労災病院及び神戸労災病院
和歌山県　和歌山労災病院
鳥取県　山陰労災病院
岡山県　岡山労災病院及び吉備高原医療リハビリテーションセンター
広島県　中国労災病院
山口県　山口労災病院
香川県　香川労災病院
愛媛県　愛媛労災病院
福岡県　九州労災病院及び九州労災病院門司メディカルセンター
長崎県　長崎労災病院
熊本県　熊本労災病院

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、高知労働局の関係労働者を代表する者中川健二の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成27年10月９日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　加藤　勝信

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、高知労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。
３　推薦締切日　平成27年10月23日
４　推薦書及び添付書類の提出場所　高知労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名
印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

（注）１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。
２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諸事項

公認会計士懲戒処分公告

下記の者について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第31条第１項の規定に基づき、平成27年10月１日付で平成27年10月２日から平成27年12月１日までの２月の業務停止処分を行ったので、同法第34条第３項の規定に基づき公告する。

平成27年10月９日

金融庁長官　森　　信親

記

公認会計士　大野　　博
公認会計士登録番号　第7792号
事務所所在地　東京都中央区築地６－５－３クレストヨシエイ５階